

【高齢者福祉部会】

1 養護老人ホームに関する事

- (1) 東京都における養護老人ホームのこれからのあり方を検討する委員会を設置すること
- (2) 中間施設として位置づけること及び職員配置基準の見直しを求めること
- (3) 大都市における低所得高齢者対策として、養護老人ホームの設備投資への助成措置を行うこと
- (4) 民間社会福祉施設サービス推進費補助の見直しをすること

2 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）に関する事

- (1) 介護職員処遇改善交付金について支給範囲を介護職員に限定しないこと
- (2) 地域係数・地域区分の見直しをすること
- (3) 区分支給限度額の引き上げをすること
- (4) 東京都へも緊急施設整備費交付の拡充をすること
- (5) 介護事業経営実態調査（施設系）を全数調査とすること
- (6) 職員の介護福祉士受験資格を現状の経験3年での受験資格とすること
- (7) 大都市東京の実態に合った高齢者福祉サービスの提供を行うこと

3 軽費老人ホームに関する事

- (1) 国の基準省令による運営規程の改正及び経過的軽費老人ホーム（A型・B型）のケアハウスへの移行について
- (2) 民間社会福祉施設サービス推進費補助の見直しをすること
- (3) 大都市型軽費老人ホームを推進すること

【センター部会】

4 介護従事者の人材確保・処遇改善に関する事

- (1) 介護報酬の地域係数・地域区分を見直すこと
- (2) 「介護職員処遇改善交付金」の支給範囲を見直すこと

5 デイサービスに関する事

- (1) 通所サービスの効果を再評価すること

6 地域包括支援センターに関する事

- (1) 地域包括支援センターの介護予防マネジメント業務の負担を軽減すること
- (2) 地域包括ケア体制整備のバックアップをすること
- (3) 地域包括支援センターの主任介護支援専門員と居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員の役割を明らかにすること
- (4) 主任介護支援専門員・介護支援専門員の研修体系について検討すること

(5)居宅介護支援事業所の介護支援専門員をサポートする体制を整備すること

7 ショートステイに関すること

- (1)緊急時利用に対応できる「緊急用ベッド」を確保すること
- (2)様々な状態の利用者を受け入れるための支援をおこなうこと

【介護保険居宅事業者連絡会】

- (1)利用者のサービス抑制を防ぐために区分支給限度額を引き上げること
- (2)介護報酬単価を引き上げること
- (3)実態に見合った地域区分・人件費割合の見直しをすること
- (4)介護福祉士受験資格を現状の実務経験3年以上の受験資格とすること

障 害 福 祉 分 野

【身体障害者福祉部会】

障害者地域生活支援にかかる施設機能と役割

【知的障害者発達障害部会】

- (1)障害者権利条約批准にむけての取り組み
- (2)安定した人材確保への取り組み
- (3)東京都におけるあるべき居住支援への提言

【精神保健福祉連絡会】

精神障がい者などを抱えた家族への支援を、早急に制度的に位置付けること

児童・女性福祉分野

【保育部会】

精神疾患を抱える保護者を支援する保育所へ必要な体制を整備すること

【児童部会】

- (1) 東京の社会的養護関連の今後の計画策定に関する東京都への政策提言
(次世代育成支援後期行動計画策定に対する要望書)
- (2) 養育家庭制度推進のための提言
—養育家庭への支援の拡充と制度推進のためのシステムの再構築に向けて—

【乳児部会】

- (1) 乳幼児及び保護者に対し適切な支援を行うために必要な職員体制の充実
- (2) 緊急入所児や増加する病虚弱児・障害児等に対応できる医療体制の強化

【母子部会】

- (1) 暴力被害・外国籍・精神的課題等抱える母子への多様な支援を充実させること
- (2) 急速にすすむ暫定定員問題への対応について

【婦人保護部会】

- (1) 地域生活移行に関わるステップハウスの機能整備について
- (2) 同伴児に対する支援の充実
- (3) 「性暴力被害者回復支援センター」の設立

生活福祉分野

【更生福祉部会】

- (1) 更生施設及び宿所提供施設の職員配置基準は、昭和56年以降変更されていない。実体に即した見直しを求める。
- (2) 更生施設や宿所提供施設の利用者に対しても、介護保険事業を適用すること。
- (3) 更生施設で実施している保護施設通所事業の定員枠を増員すること。併せて現行の事業利用期間の延長を可能にすること
- (4) 更生施設についても救護施設と同様にサテライト事業を認めること。

【救護部会】

- (1) 他法を含めた福祉サービスを利用しやすい方法とすること。
- (2) 精神保健福祉士の加配を行うこと。